

加古川市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱

令和4年3月1日都市計画部長決定

令和6年2月14日一部改正

加古川市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱（平成9年11月1日建設部長決定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第23号）（以下「条例」という。）第13条、第20条、第58条及び第59条並びに加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に規定する敷金、家賃、駐車場使用料及び駐車場保証金の減免又は徴収猶予（以下「減免等」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（家賃の減免等）

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、家賃の減免等を行うことができる。

- （1）入居者及び同居者（現に同居し、または同居しようとする親族を含む。以下同じ。）の収入が著しく低額であるとき。
- （2）入居者又は同居者が疾病により著しく生活困難な状況にあるとき。
- （3）入居者又は同居者が地震、暴風雨、洪水、高潮、火災等の災害により著しい損害を受けたとき。
- （4）入居者及び同居者の責めに帰すべき事由によらないで市営住宅の一部又は全部を使用することができないとき。
- （5）前4号に掲げるもののほか、特別な事情があるとき。

2 入居者は前項の規定により家賃の減免等を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

3 家賃の減免は、第9条に規定する申請書を受理した日の属する月の翌月分の家賃から適用する。ただし、新たに市営住宅に入居する入居者が入居前に家賃の減免を申請する場合は、当該入居の日の属する月の家賃から適用することとし、第1項第4号に該当するときは、当該事由の発生の日から当該事由が解消される日まで（別に定める免責期間は除く）において適用することとする。

4 家賃の減免の期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は更新することができる。

5 家賃の徴収の猶予期間は、6か月以内とする。

6 敷金の減免等については、前各項の規定を準用する。ただし、第1項については第1号、第3号及び第4号の規定は除く。

（減免の基準）

第3条 前条第1項各号（第4号を除く）の規定により市長が市営住宅の家賃を減免する場合の基準は次のとおりとする。

- （1）入居者の収入（継続的な課税所得に、非課税となっている年金、給付金等の収入を加算し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の例により算出した額。以下同じ。）が80,000円（以下「減免基準額」という。）以下であること。
- （2）入居者が6か月以上の療養を要する疾病にかかり、収入（医療扶助を含む。）から当該療養のための支出を控除した額が減免基準額以下であること。
- （3）現に市営住宅に居住している入居者が災害により容易に回復しがたい損害を受け、又はそのための支出を控除した額が減免基準額以下であること。
- （4）前3号に準ずる特別の事情があること。

(家賃の減免額)

第4条 前条第1項各号に該当する減免額については、次表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる率(以下「減額割合」という。)を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

ただし、減免額が20,000円を超えるときは20,000円とし、減免後の家賃が4,000円以下となるときは4,000円とする。

減免基準額	減額割合
20,000円以下の場合	6割
20,000円を超え40,000円以下の場合	4割
40,000円を超え60,000円以下の場合	2割
60,000円を超え80,000円以下の場合	1割

2 第2条第1項第4号に該当する場合で、市営住宅の一部が使用不能のときは家賃の5割の範囲内においてその家賃を減額し、全部が使用不能のときはその家賃を免除するものとする。

(徴収猶予の基準)

第5条 第2条の規定により市長が家賃の徴収を猶予する場合の基準は、第3条の規定を準用し、かつ、家賃及び駐車場使用料を分割納付により支払うことが困難であり、家賃及び駐車場使用料の支払能力が徴収の猶予を申請した日から6か月以内に回復すると認められる場合とする。

(敷金の減免等)

第6条 敷金の減免については、第3条(第1号及び第3号は除く)の規定を準用し、減免額は減免後の家賃の3か月分と減免前の敷金との差額とする。

2 敷金の徴収の猶予については、前条の規定を準用する。ただし、前条で準用する第3条の規定については、第1号及び第3号の規定は除く。

(駐車場使用料及び駐車場保証金の減免等)

第7条 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、駐車場使用料及び駐車場保証金の減免等を行うことができる。

(減免等の適用除外)

第8条 減免対象者が減免等の申請日時点において家賃及び駐車場使用料を3か月以上滞納している場合は、減免対象者であっても減免等を行わない。ただし、分納誓約を締結し、不履行がないときはこの限りでない。

(減免等の手続き及び承認)

第9条 減免等を受けようとする者は、加古川市営住宅家賃等減免(徴収猶予)申請書(規則様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市町村長の発行する所得証明書または源泉徴収票
- (2) 18歳以上で無職の者にあつては、無職もしくは扶養されていることを証する書類
- (3) 疾病、災害等については、関係機関の発行するその事実を証する書類
- (4) 課税所得のない入居者にあつては、その生計費の出所を明らかにする書類
- (5) 非課税所得とされる年金および保険給付等の受給証書
- (6) 失業中の者にあつては、雇用保険受給者証等失業の事実のわかる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があつた場合は、その内容を審査し、減免を承認するときにあつては加古川市営住宅家賃等減免決定通知書(要綱様式第1号)により、徴収猶予を承認するときにあつては加古川市営住宅家賃等徴収猶予決定通知書(要綱様式第2号)により、承認しないときにあつては加古川市営住宅家賃等減免(徴収猶予)却下通知書(要綱様式第3号)により通知するものとする。

(減免等の取消)

第10条 減免等の必要がなくなった者は、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定に違反した場合または虚偽の申請により減免等を受けた者についてその事実が明らかになったときは、減免等の決定を取り消すとともに既に減免等をされた家賃、敷金、駐車場使用料及び駐車場保証金を徴収するものとする。

3 減免等を受けている者で、その期間中に家賃又は駐車場使用料を滞納したときは、滞納した月以降の減免等を取り消すことができる。

4 市長は、減免等を取り消したときは、加古川市営住宅家賃等減免(徴収猶予)決定取消通知書(要綱様式第4号)により入居者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月14日から適用する。